

ガバナンス研究部会（第237回）議事録

日時：平成29年11月17日（金）15:00～17:00

場所：学士会館310号会議室

出席者：今井、板垣、井上、勝田、河口、小林、嶋多、永井（秀）、中嶋、林、日向、古谷、逸見、宮澤、山本、山脇

【定例研究発表】

1 「現代企業人の基層的規範意識と日本仏教」（嶋多明夫部会員）

<概要説明>

- 日本企業の製品やサービスの品質は世界的に見てもトップクラスであろう。その基層的規範意識として従業員の良好な倫理・道徳意識があるのではないかと。しかし、彼らは特別に道徳教育を殆ど受けてきてはいない。それなのにどのようにして倫理・道徳意識を育んだのであろうか。それは社会に広く伝承されて来た「徳目」に由来しているのではないかとという仮説を立て、これまで町人道、儒教、武士道、聖徳太子、原始仏教などに由来する徳目を検証してきた。今回の日本仏教に関する考察はその一環である。
- 民衆道徳を育む「徳目」という観点から、日本仏教についてその歴史を踏まえて、今日の企業人に見られる徳目を12名の各宗祖等の言葉から選び取ってみた。創元社刊「日本人のこころの言葉」（全12冊）に依拠し、計476個の短文を民衆道徳の観点から精査したが、意外にも41個の短文しか抽出できなかった。そこでは、念仏、善行、利他、因果応報、無常、誠実、慈愛、思いやり等の徳目が説かれているが、原始仏教において説かれた徳目と重なるものが多く、日本固有のものはほとんどなかった。
- その理由について、大胆に仮説を試みれば、日本仏教においては民衆救済のために易行化が著しく、倫理・道徳よりも念仏や唱題が極端に強調された一方、倫理・道徳的な徳目は既に原始仏教・大乘仏教の諸経典群において広範に取り上げられていたため日本においては新たな展開が行われることなく、伝来の諸徳目がばらばらに物語、伝記、随筆、和歌、猿楽・歌舞伎・浄瑠璃などの芸能および仮名草子などに取り込まれ、民衆道徳を育んだと考えられるのではないかと。仏教説話集として広く流布した『沙石集』にもその一例が見られると考える。
- こうした観点から、民衆文化が大規模に勃興・発展した江戸期の町人道徳について、改めて仏教の視点からの研究を進めてみる必要があると考えている。

<討議・意見>

- 大変興味深いテーマだが、「現代企業人の基層的規範意識」とは何かという定義が明確でないと、論議が拡散する。全時代ではなく現代とした理由、企業人が経営層なのか従業員なのか、企業は日本に限定するのかグローバルなのか等疑問が尽きない。論旨を展開する土俵が明確になっていない。
- 徳目の項目がいくつも掲げられているが、それらが企業にどう生かされているのかが問題。日本仏教が企業の規範に影響を及ぼしたのか、または逆に現代企業人の規範が、仏教と相通じるものがあるということなのか。例えば、稻盛和夫の「利他の心」等に生

かされている例もある。

- 経営者にとって、念仏を唱えれば救われるという考え方は安易な考え方であるが、ありがたとも言える。
- 数年かけて、このテーマを追いかけているが、そろそろまとめに入って、自己の主張を明確に打ち出す時期にきているのではないか。

2. 「公益通報者保護制度その後の動向」(河口洋徳部会員)

<概要説明>

- 前回の発表では「民間事業者向けガイドライン」について報告を行った。今回はその後の状況と現在の問題点等について報告する。消費者庁の調査では、法及びガイドラインの認知度については大企業では進んだものの、中小企業では認知度はむしろ低下傾向、また導入状況は大企業ではほぼ100%近く、中小企業においては横ばいまたは一たん導入を試みたが、休止したところもあるようだ。
- 平成28年末の「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」終了時に、法改正の必要性が語られたが、今のところ具体的な動きとなっていない。現在消費者庁は、民間事業者向けガイドラインの説明会を実施するなど、周知広報につとめ、平成29年度以降、各事業者において、本ガイドラインを踏まえた内部通報制度の整備・改善を順次進めるよう働き掛けている。
- 今後の法改正の方向性と事業者の対応すべき事項は、①通報者(窓口利用者等)の範囲を広げる、②経営幹部から独立性を有する通報ルートを設置、③利益相反関係の排除、④制度の整備、⑤調査是正措置、⑥通報者の保護、⑦通報者の受付における秘密保持、⑧解雇その他不利益な取扱いの禁止、⑨自主的に通報を行ったものに対する処分等の減免、⑩評価・改善等である。

<討議・意見>

- 本制度はどこまで機能しているのかがよく分からない。問題事象が通報されて、社会のためになったという事例はあるのだろうか。例えば金融庁が検査情報を外部から求めて効果をあげているようなケースはあるのだろうか。
- 某企業では、海外部門からの通報も受け付けて重大な通報をキャッチし、解決することができたと聞いている。グローバル企業が外国語を話せる窓口を設けることは意義がある。
- 企業内における公益通報窓口を誰が担当するのかについて、会社の業務執行部門、弁護士等の外部機関、監査役と3通りある。監査役が担当する場合、業務執行を自ら行うことにもつながり、制限的にならざるを得ないのではないか。
- 民間企業でいう内部通報制度では、パワハラ、セクハラ、上司とのトラブル等公益通報者保護法が全く想定していない申し立てがあふれている。それらを受け付ける制度と法的に強制力を持つ公益通報の仕組みとが混同されるのはまずい。柔軟な民間企業の制度を使いづらいものにするのになりかねない。
- 民間を規制しようとする官自身がまず実効性のある制度運営をすべきだ。

【次回開催日】12月22日(金)午後3時 学士会館310号会議室